

〔制定 平成25年 3月 1日岐阜県公安委員会告示第 1号〕
〔改正 平成27年 3月 27日岐阜県公安委員会告示第 2号〕

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程を次のように定める。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示
- (3) 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の同意若しくは法第23条第2項の規定による要請に際して知事から当該公表対象処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合又は当該公表対象処分の公表が適切でない認められる特段の事情がある場合には、公表しないものとする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、処分を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）第5条に規定する認定証の番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市町村の名称
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った都道府県公安委員会

(公表の方法)

第4条 岐阜県警察本部交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、岐阜県公安委員会が公表対象処分を行ったときは、自動車運転代行業行政処分票（別記様式。以下「行政処分票」という。）を作成するものとする。

2 交通企画課長は、公表するときは、岐阜県警察のホームページに行政処分票を掲載することにより行うものとする。

(他の都道府県公安委員会への通知等)

第5条 交通企画課長は、岐阜県公安委員会が公表対象処分を行った場合において、処分を受けた者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が他の都道府県公安委員会であるときは、当該他の都道府県公安委員会に対し、行政処分票の写しを送付するものとする。

2 交通企画課長は、他の都道府県公安委員会から公表対象処分の通報を受けた場合は、行政処分票を作成するとともに、前条第2項に規定する方法により公表を行うものとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して2年を経過する日までとする。

附 則 (平成25年3月1日岐阜県公安委員会告示第1号)

この規程は、平成25年3月15日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日岐阜県公安委員会告示第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する市町村	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。